

華誠の法律ニュースレター

— 特集整理 —

2020年8月 第十六期

外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2020年版)



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mail@watsonband.com | mailip@watsonband.com



「序言」

2020年6月23日、国家発展改革委員会、商務部は、第32号令「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」を公布し、2020年7月23日から施行された。今回の改正では、増やさず減らすだけという原則に基づき、外商投資参入ネガティブリストをさらに削減し、2019年版の40条から33条に減らした。

「背景」

近年、中国は外商による投資についての参入前国民待遇+ネガティブリスト管理制度の実施を深く模索し、絶え間なく開放のレベルを高めている。2019年に公布した「外商投資法」及びその実施条例は、法律法規レベルで参入前国民待遇+ネガティブリスト管理制度を正式に確立し、外商投資参入ネガティブリストで投資禁止又は投資制限の分野を総括的にリストアップし、ネガティブリスト以外には外商による投資に国民待遇を与えた。2017年から2019年に3年連続で全国と自由貿易試験区の外商投資参入ネガティブリストを改正し、制限措置はそれぞれ93項、122項から40項、37項に減らし、金融、自動車などの業界分野で一連の重大な開放措置を打ち出した。開放を拡大することによって、外商の投資への自信を奮い立たせた。2017年から2019年には世界のクロスボーダー投資が連続的に下降するという背景の下、中国の外資誘致はそれぞれ1,363億USドル、1,383億USドル、1,412億USドルに達し、安定して世界第2位に付け、着実な増加と着実な質の向上を実現した。

今年は新型肺炎の発生により世界のクロスボーダー投資が大きな打撃を受け、世界経済に深刻に影響し、保護主義と単独行動主義が増大した。複雑な情勢に直面し、中国は確固として改革開放を拡大し、市場参入を緩和し、継続的にビジネス環境を最適化する。同時に中国はまた、より高いレベルで対外開放を推進し、外商投資参入ネガティブリストを大幅に削減する。これは中国が対外開放を拡大する決意を示しており、中国が経済のグローバル化を確固として支持する姿勢を表している。こういった背景の下、国家発展改革委員会と商務部などの部門は2020年版外商投資参入ネガティブリストを発行した。

「概要」

説明によると、2020年版ネガティブリストにおける主な変更は以下のとおりである。

<p>1、サービス業重点分野の開放プロセスを加速する。</p>
<p>金融分野： 証券会社、証券投資基金管理会社、先物会社、生命保険会社の外資持株比率の制限を取り消す。</p>
<p>インフラ分野： 50万人以上の人口がある都市の給排水管網の構築、経営は中国側が株式を保有するという規定を取り消す。</p>
<p>2、製造業、農業への参入を緩和する。</p>
<p>製造業分野： 商用車製造の外資持株比率の制限を緩和し、外商が放射性鉍物の製錬、加工と核燃料生産に投資することを禁止する規定を取り消す。</p>
<p>農業分野： 中国側が株式を保有しなければならないとなっていた小麦新品種の選抜育種と種子生産を緩和し、中国側の持株比率が34%を下回らないこととする。</p>

3、自由貿易試験区で引き続き試験的開放を行う。

医薬分野：

外商が漢方薬の飲片に投資することを禁止する規定を取り消す。

教育分野：

外商が独資で学制類職業教育機関を設立することを許可する。

また、2019年と2020年の外商投資参入ネガティブリストを比較すると、文化、スポーツ、娯楽業の部分についての内容は調整されていない。

外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2020年版)

説明

1. 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下、「外商投資参入ネガティブリスト」という）では、持株要件、上級管理職に対する要求などの外商投資参入の面における特別管理措置を総括的にリストアップする。「外商投資参入ネガティブリスト」以外の分野は、内外資一致の原則に従って管理を実施する。

2. 「外商投資参入ネガティブリスト」では、一部の分野について参入制限を取り消す又は緩和する過渡期をリストアップし、過渡期満了後にその参入制限を期日通りに取り消す又は緩和する。

3. 域外投資家は個人事業主、個人独資企業投資家、農民专业合作社の構成者として投資経営活動に従事してはならない。

4. 関係主管部門は、法に基づいて職責を履行する過程において、域外投資家が「外商投資参入ネガティブリスト」内の分野に投資することを予定しているが、「外商投資参入ネガティブリスト」の規定に合致しない場合については、許可、企業登録などの関連事項を処理しない。固定資産投資プロジェクトの許可に関わる場合は、関連する許可事項を処理しない。投資に持株要件がある分野では、外商投資パートナー企業を設立してはならない。

5. 国务院の関係主管部門が審査し、国务院の承認を得ていれば、特定の外商投資には「外商投資参入ネガティブリスト」における関連分野の規定を適用しなくてもよい。

6. 域内の会社、企業又は自然人が、自らが域外で合法的に設立した又はコントロールしている会社を自らと関連関係のある域内の会社と合併させる場合は、外商投資、域外投資、外国為替管理などの関連規定に従って処理する。

7. 「外商投資参入ネガティブリスト」にリストアップされていない文化、金融などの分野における行政審査許可、資質・条件、国家安全などに関連する措置は、現行の規定に従って実施される。

8. 「中国大陆と香港のより緊密な経済貿易関係の構築に関する措置」及びその後続の協定、「中国大陆とマカオのより緊密な経済貿易関係の構築に関する措置」及びその後続の協定、「海峡兩岸経済協力枠組協定」及びその後続の協定、中国が締結又は参与した国際条約、協定において、域外投資家の参入への待遇をより優遇する規定がある場合は、係る規定に従って実施することができる。自由貿易試験区などの特別経済区域で条件に合致する投資家をより優遇する措置を実施する場合は、関連規定に従って施行する。

9. 「外商投資参入ネガティブリスト」は、国家発展改革委員会、商務部が関連部門と共同で解釈を担当する。

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト） （2020年版）改正に関する決定

番号	特別管理措置
一、農、林、牧、漁業	
1	小麦新品種の選抜育種と種子生産における中国側の持株比率は34%を下回らず、トウモロコシ新品種の選抜育種と種子生産は中国側が株式を保有しなければならない。
2	中国の希少且つ特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜種禽、水産種苗遺伝子組み換え品種の選抜育種及びその遺伝子組み換え種子（苗）の生産を禁止する。
4	中国の管轄海域及び内陸水域での水産品の漁獲を禁止する。
二、鉱業	
5	レアアース、放射性鉱産、タングステン探査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。
三、製造業	
6	出版物の印刷は中国側が株式を保有しなければならない。
7	漢方薬の飲片を蒸す、炒る、炙る、焼くなどの砲製技術の応用及び漢方製剤の秘密保持処方製品の生産への投資を禁止する。
8	専用車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車完成品の製造における中国側の持株比率は50%を下回らず、同一の外商は中国国内で同種の自動車完成品を生産する合資企業を2社又は2社以下設立することができる（2022年に乗用車の製造における外資持株比率制限及び同一の外商は中国国内で同種の自動車完成品を生産できる合資企業を2社又は2社設立できるという制限を取り消す）。
9	衛星テレビ・ラジオ放送の地上受信装置及び重要部品の生産。
四、電力、熱力、ガス及び水の生産、供給業	
10	原子力発電所の建設、経営は中国側が株式を保有しなければならない。
五、卸売、小売業	
11	タバコ葉、タバコ、再焙煎タバコ葉及びその他のタバコ製品の卸売り、小売への投資を禁止する。
六、交通運輸、倉庫、郵政業	
12	中国国内の水上運輸会社は中国側が株式を保有しなければならない。
13	公共航空運輸の会社は中国側が株式を保有し、且つ外商とその関連企業の投資比率は25%を超えてはならず、法定代表者は中国籍の国民が担わなければならない。通用航空の会社の法定代表者は中国籍の国民が担わなければならない。そのうち、農、林、漁業に関わる通用航空の会社は合資に限り、その他の通用航空の会社は中国側の持株保有に限る。
14	民用空港の建設、経営は中国側が相対的に株式を保有しなければならない。外国側は空港タワーの建設、運営に参加してはならない。

番号	特別管理措置
15	郵政会社、郵便物の国内速達業務への投資を禁止する。
七、情報転送、ソフトウェア、情報技術サービス業	
16	電信会社：中国が WTO への加盟で開放を承諾した電信業務、付加価値電信業務の外資持株比率は 50% を超えず（電子商取引、中国国内マルチ通信、保存転送類、コールセンターを除く）、基礎電信業務は中国側が株式を保有しなければならない。
17	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、ネット視聴番組サービス、インターネットカルチャーの経営（音楽を除く）、インターネットユーザーによる情報リリースサービスへの投資を禁止する（上記サービスのうち、中国が WTO への加盟時に開放を承諾したものを除く）。
八、リース、商務サービス業	
18	中国の法律事務（中国の法的環境による影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、中国国内の弁護士事務所のパートナーになってはならない。
19	市場調査は合資に限り、そのうち、ラジオ・テレビの視聴率調査は中国側が株式を保有しなければならない。
20	社会調査への投資を禁止する。
九、科学研究、技術サービス業	
21	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用への投資を禁止する。
22	人文社会科学の研究機関への投資を禁止する。
23	大地の測量、海洋のマッピング、航空撮影のマッピング、地上移動による測量、行政区域の境界線のマッピング、地形図、世界行政区地図、中国行政区地図、省級及び省級以下の行政区地図、全国的な教学用地図、地方の教学用地図、フル 3D マップとナビゲーションデジタルマップの作成、地域的な地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質のリモートセンシングなどの調査への投資を禁止する（鉱業権者がその鉱業権の範囲内で展開する作業はこの特別管理措置に制限されない）。
十、教育	
24	就学前、普通高校と高等教育機関は国内外合作の学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長または主要行政責任者は中国国籍を保有していなければならない、理事会、取締役会または連合管理委員会の中国側の構成者が 1/2 を下回ってはならない）。
25	義務教育を行う機関、宗教教育を行う機関への投資を禁止する。
十一、衛生と社会奉仕	
26	医療機関は合資に限る。
十二、文化、スポーツ、娯楽業	
27	報道機関への投資を禁止する（通信社を服務がこれに限らない）。
28	図書、新聞、定期刊行物、オーディオビジュアル製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。

番号	特別管理措置
29	各級のラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビの伝送のオーバーレイネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星のアップリンクセンター、衛星中継所、マイクロ波ステーション、モニタリング局、及び有線テレビ・ラジオの伝送のオーバーレイネットワークなど）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのビデオ・オン・デマンド業務と衛星テレビ・ラジオの地上受信装置の設置サービスに従事することを禁止する。
30	ラジオ・テレビ番組の制作運営（放送権獲得業務を含む）会社への投資を禁止する。
31	映画制作会社、配給会社、シネマチェーンの会社及び映画の放映権獲得業務への投資を禁止する。
32	文物オークションのオークション会社、文物販売店及び国有文物博物館への投資を禁止する。
33	文芸演芸団体への投資を禁止する。